

会 議 録

会議等の 名称	令和7年度 第1回 瑞穂市地域公共交通協議会	
開催日時	令和7年11月28日（金曜日） 午前10時45分から午前11時30分	
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎 議員会議室	
議題	・ 協議事項 （1）令和7年度 予算書（案）について （2）自家用有償旅客運送の新規登録申請について	
出席委員 欠席委員	<b>出席委員</b> 22名 新井正信、新井美佐子、井上雅隆、 大石悟（代理出席：下平真一郎）、 大平正廣、大脇哲也、加代暢尊、片山義吉、 木村治史、應江黔、河野秀明、児玉忠哲、 佐口孝、坂野嘉治、梶浦要、正村明、 相宮一夫（代理出席：宮部敬輔）、林善太郎、 不破道夫（代理出席：道合智）、松原隆行、 三浦太志（代理出席：長野康樹）、脇若保雄 <b>欠席委員</b> 0名	
公開・非公 開の区分 （非公開理 由）	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">公</td></tr></table> 開 ・ 非 公 開	公
公		
傍聴人数	0名	
審議の 概要	1. 開会  会議成立の宣言 【事務局】 ・ 委員総数22名に対し過半数を超える全員の出席があり、瑞穂市地域公共交通協議会設置規約第8条第2項の規定に基づき会議が成立していることを宣言した。 ・ 会議録は、要点筆記とすること、発言者の名前を会議録に記載すること、記録の作成と保存のために録音や写真撮影をすることの了承を得た。  2. 会長あいさつ 【梶浦会長】 先ほど設立準備会において承認された瑞穂市地域公共交通協議会設置規約の第4条第3項に基づき、私が会長を務めさせていただきます。先ほど事務局からあったように、皆様の任期は暫定的に令和8年3月31日までとなります。 先ほど皆様には瑞穂市地域公共交通会議の準備会ということで審議いただきありがとうございました。皆様のおかげで瑞穂市地域公共交通協議会を無事立ち上げることができました。 これまでの地域公共交通会議ではバス、タクシ	

一、自家用有償旅客運送を対象に審議をしてきましたが、新たに地域交通協議会となったことで、多様な交通モードを対象とした審議を行っていただくこととなります。そこで今回よりJR東海鉄道、樽見鉄道からも委員として参加いただくことになりました。

瑞穂市地域公共交通協議会が当面の取り組むべきこととして、地域公共交通計画の策定があります。来年度から2年度をかけて作業を進めていく予定です。皆様にも協力いただくことが多数あるかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

#### 傍聴者の確認

##### 【相浦会長】

- ・傍聴希望者の確認を行ったが、希望者はいなかった。

#### 3. 副会長、監事の指名について

##### 【相浦会長】

- ・瑞穂市地域公共交通協議会設置規約第4条第2項に基づき、副会長1名、監事2名の指名を会長が行い、應江黔委員を副会長、河野秀明委員、大平正廣委員を監事に指名した。

#### 4. 協議事項

##### 【相浦会長】

- ・（1）令和7年度予算書（案）について事務局に説明を求めた。

##### 【事務局】

- ・資料協1により説明を行った。

##### 【相浦会長】

- ・事務局の説明について、委員に対し質問・意見を求めたが、質問・意見はなかった。
- ・令和7年度予算書（案）の承認について委員に賛否を確認し、全員が賛成であった。

##### 【相浦会長】

- ・（2）自家用有償旅客運送の新規登録申請について事務局に説明を求めた。

（一般社団法人NKassist入室）

##### 【事務局】

- ・資料協2、資料協2別紙資料により、一般社団法人NKassistの自家用有償旅客運送の新規登録に関する説明を行った。

・資料協2は個人情報等の記載があるため会議後に回収することを委員に依頼した。

**【相浦会長】**

資料協2の3ページの履歴事項全部証明書の主たる事務所が、同資料1ページの申請書の所在地と異なっています。履歴事項全部証明書の変更はされたのでしょうか。

**【事務局】**

履歴事項全部証明書の主たる事務所の所在地には変更ありません。

**【事務局】**

・事務局より一般社団法人NKassistに事業立ち上げの経緯に関する説明を求めた。

**【一般社団法人NKassist】**

今回、自家用有償旅客運送事業を立ち上げることとなった経緯を説明します。現在、医療的ケア児の重度心身障がい児を中心とする児童発達支援、放課後等デイサービスを別会社で運営しています。また、小児をメインにした訪問看護ステーションも運営しています。それらの事業で訪問看護を行う中で、保護者の方が1人で人工呼吸器をつけているお子様を送迎することの負担や、入院時、健診時になかなか1人で連れていけないのかし、同乗してほしいという声を聞いています。しかし、今の訪問看護ステーション事業では、車に乗せることが業としてできず、また、今の株式会社では福祉輸送ができないということと要望に沿って事業を実施するために別法人の非営利の一般社団法人を新しく設立し、業として運営できるよう申請させていただきます。

メインとしては、人工呼吸器、肢体不自由児、医療的ケア児で、基本的には運転士と看護師が同乗する形で行います。

今後に関しては、岐阜県から、医療的ケア児の特別支援学校の送迎という依頼も来ています。医療的ケア児の学校への送迎に関して岐阜県はまだ整備できていないので、後はそのサポートも視野に入れて活動していきます。

旅客の名簿に記載されている5名の子は訪問看護ステーションの利用者や、うちの施設を利用している子ばかりなので、今の健康状態とかも把握している上でサービス提供になります。基本的には呼吸器の管理とかをしているお子さんばかりなので、急に依頼があっても身体の状態が分かっ

ていないと難しいので、関わっている子をメインとして18歳以下の小児を中心とするということで、介護保険の方は今回申請していません。

**【相浦会長】**

・事務局、一般社団法人NKassistの説明について、委員に対し質問・意見を求めた。

**【A委員】**

運転者の方は、これは介護などの経験や、同じような事業の運転の経験があるのでしょうか。

**【一般社団法人NKassist】**

社内で勉強会をしていますし、運転手に関しては、私自身が看護師で、現在2種免許の取得のため教習所に通っています。そのほか、自家用有償旅客運送の登録の申請ができ次第、今、従業員で看護師資格を持っているスタッフ何名かを福祉輸送の資格を取得するよう動いています。また、1人で送迎を行うことは絶対ありません。運転手プラス介護者もしくは看護師、ほぼ看護師が同乗するので、管理という部分では安全に運航できると思います。

特別支援学校の送迎については、現在、放課後等デイサービスや児童発達支援を利用している子で、ほとんどが送迎している子ばかりです。そのため新しく業をなして、そこで対価をいただくということのために業をなすだけで、現状として送迎も十分にできているので、その辺に関しては問題ないと思っています。

**【A委員】**

身近に障がいを持つ方がいて、このような業務をお願いすることがありますが、1人で送迎されることもあります。運転者が介護して、ということも十分考えられますので、その辺りは十分教育指導をしていただいて、事故等がないようお願いしたいと思っています。

**【B委員】**

これまで長年瑞穂市では今回の申請のような体制が整っておらず、送迎の要望がある場合は、岐阜市から来てもらっていました。今後はギフ福祉ネットワーク東部とNKassistの2つでやっていただけということは大変ありがたいことです。

タクシー運賃の80%を目安とする料金で運営するのは大変だと思いますが、我々としては、瑞穂市

にこうして新しく立ち上げていただいで本当に心強いと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

**【C 委員】**

先ほど履歴事項全部証明書に関するやりとりがありました。登記上の主たる事務所の場所と、申請書の「事務所の名称及び位置」の場所が異なっていることは問題ありません。ただし、資料協2の33ページのような法律で定められた帳簿類の管理や、朝の運転士への点呼などは、この申請書にある事務所の位置できっちり行っていただく必要がありますのでよろしくお願いします。

**【一般社団法人NKassist】**

昨日中部運輸局に行き、その辺りの内容を確認してもらいましたので、事務所で帳簿類の記入、点呼をしてから車庫の方に行き、という形で進めます。

**【C 委員】**

資料協2によると運転者は少し高齢の方だと思います。資料協2の33ページの「安全な運転のための確認表」により毎日健康状態を確認されるということですが、これ以外にも運転手の定期的な健康診断とか、健康管理についてどのように取り組んでいますか。

**【一般社団法人NKassist】**

入社時に健康診断の受診はお願いしています。また、他の運転手は、先ほどお話したとおり、私が2種免許を取りにいており、年内には受かる予定をしています。福祉輸送に関しては一般の通常の運転免許に講習を受講することで運転できることになっているので、あと何人か今の従業員、看護師も申し込みをしてあります。資料にある運転手1人に負担してもらえない体制を取っています。もちろんこの運転手には、定期的に法で定められている健康診断や、朝の点呼はさせていただきますが、それ以外にも運転手の確保について社内で体制を整えています。

**【E 委員】**

運転者についてももう1つ確認します。過去の事故や違反歴は無かったですでしょうか。

**【一般社団法人NKassist】**

その点は確認しています。

**【E 委員】**

運行車両は関連法人から無償貸与を受けているとのことですが、自前での車両の確保はなかなか難しかったということですか。

**【一般社団法人NKassist】**

ゆくゆく利用者の方が増え、安定して旅客で採算がマイナスにならないような形になり、当法人でも車が1台必要となれば、保有していく予定はしていますが、スタートするにあたり、どれだけの利用があるか分からない中で維持費用がかかる車両を保有することよりも、まず法人として存続していくことの方が優先だと思っています。

**【E 委員】**

資料協2の14ページにある自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」は、実際に貸与を受けた使用者の氏名に変えなくてもよいのでしょうか。

**【C 委員】**

登録後の対応で大丈夫です。

**【相浦会長】**

- ・他に意見がないことを確認し、採決にあたり一般社団法人NKassistに一時退出を依頼した。

**（一般社団法人NKassist一時退出）**

- ・一般社団法人NKassistの自家用有償旅客運送の新規登録申請について、福祉有償運送の必要性を認め、登録申請書案を承認することについて委員に賛否を確認し、全員が賛成であった。
- ・採決後、一般社団法人NKassistに再入室を許可した。

**（一般社団法人NKassist再入室）**

- ・後日、一般社団法人NKassistに対し瑞穂市地域公共交通協議会において協議が整ったことを証する書類を送付することを伝えた。
- ・協議事項が全て終了したため、事務局に進行を戻した。

**【事務局】**

- ・報酬の支払い手続きにあたり、手続き簡略化の

	<p>ため市が保有する出席委員の口座情報を瑞穂市地域公共交通協議会事務局が利用することについて、出席委員の了承を得た。</p> <p><b>5. 閉会</b>  <b>【事務局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞穂市地域公共交通協議会の閉会を宣言し、閉会した。</li> </ul>
<p><b>事務局</b>  <b>(担当課)</b></p>	<p>瑞穂市 企画部 総合政策課  TEL 058-327-4128  FAX 058-327-7414  e-mail sougou@city.mizuho.lg.jp</p>